

独立行政法人日本スポーツ振興センター 第4期中期目標 新旧対照表

(主務府省：文部科学省) 赤字・下線部は改正部分

変更案	現 行
<p>(序文) (略)</p> <p>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割</p> <p>JSCは、我が国のスポーツ振興の中核機関として、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）及び平成29年度から令和3年度までのスポーツ政策の重要な指針となる「第2期スポーツ基本計画」（平成29年3月24日文部科学大臣決定、以下「スポーツ基本計画」という。）等に基づき、日本<u>スポーツ協会</u>（以下「<u>JSPQ</u>」という。）、日本オリンピック委員会（以下「<u>JOC</u>」という。）、日本パラリンピック委員会（以下「<u>JPC</u>」という。）、日本アンチ・ドーピング機構（以下「<u>JADA</u>」という。）等のスポーツ関係団体と連携・協議しながら、日本のスポーツ界を支えることが期待されている。</p> <p>現在、我が国においては、ラグビーワールドカップ2019、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下「2020年東京大会」という。）等の大規模国際競技大会の開催を控え、これまでになくスポーツに対する関心が高まっている。</p> <p>JSCは、この絶好の機会を逃すことなく、子供たちはもとより広く国民各層に対し、スポーツにより人生を健康で生き生きとしたものにし、年齢、性別、障害等の有無に関わらず、スポーツを通じて人々がつながり、前向きで活力に満ちた社会を作ることができるなど、スポーツの価値を伝え、「スポーツ参画人口」を拡大し、関係各団体との連携・協力により「一億総スポーツ社会」の実現に取り組み、日本のスポー</p>	<p>(序文) (略)</p> <p>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割</p> <p>JSCは、我が国のスポーツ振興の中核機関として、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）及び平成29年度から<u>平成33</u>年度までのスポーツ政策の重要な指針となる「第2期スポーツ基本計画」（平成29年3月24日文部科学大臣決定、以下「スポーツ基本計画」という。）等に基づき、日本<u>体育協会</u>（以下「<u>日体協</u>」という。）、日本オリンピック委員会（以下「<u>JOC</u>」という。）、日本パラリンピック委員会（以下「<u>JPC</u>」という。）、日本アンチ・ドーピング機構（以下「<u>JADA</u>」という。）等のスポーツ関係団体と連携・協議しながら、日本のスポーツ界を支えることが期待されている。</p> <p>現在、我が国においては、ラグビーワールドカップ2019、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下「2020年東京大会」という。）等の大規模国際競技大会の開催を控え、これまでになくスポーツに対する関心が高まっている。</p> <p>JSCは、この絶好の機会を逃すことなく、子供たちはもとより広く国民各層に対し、スポーツにより人生を健康で生き生きとしたものにし、年齢、性別、障害等の有無に関わらず、スポーツを通じて人々がつながり、前向きで活力に満ちた社会を作ることができるなど、スポーツの価値を伝え、「スポーツ参画人口」を拡大し、関係各団体との連携・協力により「一億総スポーツ社会」の実現に取り組み、日本のスポー</p>

変更案	現 行
<p>ツ界における中核的な拠点としての政策実施機能を的確に発揮することが求められる。</p> <p>以上の位置付け及び役割のもと、第3期中期目標期間における業務の実績についての評価等を踏まえ、JSCの第4期中期目標を以下のとおりとする。</p> <p>(別添) 政策体系図</p> <p>II. 中期目標の期間</p> <p>中期目標の期間は、スポーツ基本計画の取組を着実に実施すること及びその評価を行う必要があることから、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間とする。</p> <p>III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等</p> <p>(略)</p> <p><具体的な取組> (略)</p> <p><評価指標> (略)</p> <p><目標水準の考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者の満足度を高めるためには、イベント出場者、観客、イベント主催者等の様々な施設利用者のニーズを的確に把握し、そのニーズ等を踏まえた改善を行うとともに、改善の結果を評価し、更なる改善につなげるPDCAサイクルを機能させる必要がある。 	<p>ツ界における中核的な拠点としての政策実施機能を的確に発揮することが求められる。</p> <p>以上の位置付け及び役割のもと、第3期中期目標期間における業務の実績についての評価等を踏まえ、JSCの第4期中期目標を以下のとおりとする。</p> <p>(別添) 政策体系図</p> <p>II. 中期目標の期間</p> <p>中期目標の期間は、スポーツ基本計画の取組を着実に実施すること及びその評価を行う必要があることから、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とする。</p> <p>III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等</p> <p>(略)</p> <p><具体的な取組> (略)</p> <p><評価指標> (略)</p> <p><目標水準の考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者の満足度を高めるためには、イベント出場者、観客、イベント主催者等の様々な施設利用者のニーズを的確に把握し、そのニーズ等を踏まえた改善を行うとともに、改善の結果を評価し、更なる改善につなげるPDCAサイクルを機能させる必要がある。

変更案	現 行
<p>前中期目標期間で実施したイベント主催者への満足度調査（<u>4段階評価</u>）において、スポーツ利用及び一般利用の施設・サービスに対する上位2段階の評価（満足・やや満足）の割合が平成25年度から28年度の平均が79.6%であったことを踏まえ、同水準以上の割合を指標として設定した。</p> <p>（略）</p> <p>2. 国際競技力の向上のための取組</p> <p>「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」（平成27年11月27日閣議決定）や「競技力強化のための今後の支援方針（鈴木プラン）」（平成28年10月3日スポーツ庁長官決定）、「スポーツ基本計画」を踏まえ、我が国の国際競技力向上の中核機関である国立スポーツ科学センターやナショナルトレーニングセンターから構成される<u>ハイパフォーマンススポーツセンター</u>について、その機能の整備・充実を図りながらJOC、JPC及び中央競技団体等と連携し、2020年東京大会だけでなく、その後を見据え、我が国のトップアスリートが国際競技大会等において優れた成績を収めることができるよう国際競技力の向上に取り組む。</p> <p><具体的な取組></p> <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JOC、JPC及び<u>JSPC</u>等との連携により、地域に存在している将来有望なアスリート（次世代アスリート）の発掘・育成や、当該アスリートを中央競技団体等の本格的な育成・強化コース（パスウェイ）に導くなどオリンピック競技大会（以下「オリンピック」という。）・パラリンピック競技大会（以下「パラリンピック」という。）等で活躍が期待されるアスリートの輩出に向けた戦略的な支援を実施する。 	<p>前中期目標期間で実施したイベント主催者への満足度調査（<u>5段階評価</u>）において、スポーツ利用及び一般利用の施設・サービスに対する上位2段階の評価（満足・やや満足）の割合が平成25年度から28年度の平均が79.6%であったことを踏まえ、同水準以上の割合を指標として設定した。</p> <p>（略）</p> <p>2. 国際競技力の向上のための取組</p> <p>「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」（平成27年11月27日閣議決定）や「競技力強化のための今後の支援方針（鈴木プラン）」（平成28年10月3日スポーツ庁長官決定）、「スポーツ基本計画」を踏まえ、我が国の国際競技力向上の中核機関である国立スポーツ科学センターやナショナルトレーニングセンターから構成される<u>ハイパフォーマンスセンター</u>について、その機能の整備・充実を図りながらJOC、JPC及び中央競技団体等と連携し、2020年東京大会だけでなく、その後を見据え、我が国のトップアスリートが国際競技大会等において優れた成績を収めることができるよう国際競技力の向上に取り組む。</p> <p><具体的な取組></p> <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JOC、JPC及び<u>日体協</u>等との連携により、地域に存在している将来有望なアスリート（次世代アスリート）の発掘・育成や、当該アスリートを中央競技団体等の本格的な育成・強化コース（パスウェイ）に導くなどオリンピック競技大会（以下「オリンピック」という。）・パラリンピック競技大会（以下「パラリンピック」という。）等で活躍が期待されるアスリートの輩出に向けた戦略的な支援を実施する。

変更案	現 行
<p>・ハイパフォーマンスに関する情報収集・分析、競技用具の機能向上のための技術等の開発、アスリートのパフォーマンスデータ等の一元化等を戦略的に行う体制として<u>ハイパフォーマンススポーツセンター</u>の機能を構築し、トップアスリートに対するスポーツ医・科学、技術開発、情報などにより、多面的で高度な支援及びその基盤となる研究の充実を図る。</p> <p>(略)</p> <p><評価指標> (略)</p> <p><目標水準の考え方> (略)</p> <p>3. スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施 (略)</p> <p>4. スポーツ・インテグリティの保護・強化</p> <p>クリーンでフェアなスポーツの推進によりスポーツの価値の向上を図るため、<u>関係機関と連携し、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律(平成30年法律第58号)を踏まえたスポーツにおけるドーピング防止活動の推進に関する業務を実施する他、「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」(平成30年12月20日スポーツ庁)を踏まえたスポーツ・インテグリティの保護・強化のために必要な業務を実施する。</u></p> <p><具体的な取組></p> <p>(略)</p> <p><u>・スポーツ庁が策定する「スポーツ団体ガバナンスコード」の遵守状況について、</u></p>	<p>・ハイパフォーマンスに関する情報収集・分析、競技用具の機能向上のための技術等の開発、アスリートのパフォーマンスデータ等の一元化等を戦略的に行う体制として<u>ハイパフォーマンスセンター</u>の機能を構築し、トップアスリートに対するスポーツ医・科学、技術開発、情報などにより、多面的で高度な支援及びその基盤となる研究の充実を図る。</p> <p>(略)</p> <p><評価指標> (略)</p> <p><目標水準の考え方> (略)</p> <p>3. スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施 (略)</p> <p>4. スポーツ・インテグリティの保護・強化</p> <p>クリーンでフェアなスポーツの推進によりスポーツの価値の向上を図るため、<u>「アンチ・ドーピング体制の構築・強化について」(平成28年11月8日アンチ・ドーピング体制の構築・強化に向けたタスクフォース)を踏まえたスポーツにおけるドーピング防止活動の推進に関する業務を中心に、JADA等の関係機関と連携し、スポーツ・インテグリティの保護・強化のために必要な業務を実施する。</u></p> <p><具体的な取組></p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>

変更案	現 行
<p><u>スポーツ団体が簡便に自己説明・公表を行うことができるウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）を令和2年度中に整備し、稼働させることにより、スポーツ団体におけるガバナンス確保の取組を支援する。</u></p> <p><u>・令和元年度中に弁護士・公認会計士等により構成されるスポーツ団体ガバナンス支援委員会の仕組みを創設し、令和2年度から、スポーツ団体に不祥事が生じた際、当該団体からの求めに応じて第三者調査に関する支援を行う。</u></p> <p><u>・スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度について、令和元年度から利用対象者の範囲の拡充や、SNSによる相談窓口の導入等を行い、積極的な活用を促進する。</u></p> <p><評価指標> (略) <u>・ウェブサイトやスポーツ団体ガバナンス支援委員会、スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度に関する取組について、利用対象者がいつでも利用可能となるよう安定的に運用する。</u></p> <p><参考指標> <u>・ウェブサイトへの登録件数</u></p> <p><目標水準の考え方> (略) ・スポーツ・インテグリティを脅かす事案の発生を未然に防ぐためには、スポーツ団体の理解、また、それに伴うガバナンス・コンプライアンスの向上に関</p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p><評価指標> (略) (追加)</p> <p>(追加)</p> <p><目標水準の考え方> (略) ・スポーツ・インテグリティを脅かす事案の発生を未然に防ぐためには、スポーツ団体の理解、また、それに伴うガバナンス・コンプライアンスの向上に関</p>

変更案	現 行
<p>する取組が必須である。</p> <p>平成 28 年度のスポーツ庁調査では、<u>J S P O</u>加盟団体及び日本障がい者スポーツ協会加盟団体のうち、コンプライアンス規程を整備していないスポーツ団体が7団体、コンプライアンス窓口（ハラスメントや不正等に関する相談窓口）を設置していない団体が12団体であり、このような団体の理解促進が急務であるため、毎年度平均5団体を指標として設定した。</p> <p>なお、ガバナンス・コンプライアンスの改善内容については、各団体が置かれている状況等が異なり、一律に設定するのは困難であるため、評価に当たっては当該団体の状況等を踏まえながら行うものとする。</p> <p><u>・ウェブサイトやスポーツ団体ガバナンス支援委員会、スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度に関する取組について、体制を構築するのみならず、利用対象者が常に利用可能な状態を維持していくことが求められるため、取組の安定的な運用を評価指標として設定した。</u></p> <p>5. 災害共済給付の実施と学校安全支援の充実 (略)</p> <p>6. 国内外の情報の分析・提供等 (略)</p> <p>IV. 業務運営の効率化に関する事項 (略)</p> <p><具体的な取組></p> <p>・毎年度、既存業務の点検・評価を行い、事業の見直し・効率化を行うとともに、<u>令和元年度</u>までに他法人と共同した物品の調達などの間接業務の共同実施について検討する。</p>	<p>する取組が必須である。</p> <p>平成 28 年度のスポーツ庁調査では、<u>日体協</u>加盟団体及び日本障がい者スポーツ協会加盟団体のうち、コンプライアンス規程を整備していないスポーツ団体が7団体、コンプライアンス窓口（ハラスメントや不正等に関する相談窓口）を設置していない団体が12団体であり、このような団体の理解促進が急務であるため、毎年度平均5団体を指標として設定した。</p> <p>なお、ガバナンス・コンプライアンスの改善内容については、各団体が置かれている状況等が異なり、一律に設定するのは困難であるため、評価に当たっては当該団体の状況等を踏まえながら行うものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>5. 災害共済給付の実施と学校安全支援の充実 (略)</p> <p>6. 国内外の情報の分析・提供等 (略)</p> <p>IV. 業務運営の効率化に関する事項 (略)</p> <p><具体的な取組></p> <p>・毎年度、既存業務の点検・評価を行い、事業の見直し・効率化を行うとともに、<u>平成31年度</u>までに他法人と共同した物品の調達などの間接業務の共同実施について検討する。</p>

変更案	現 行
<p>・「<u>国の行政の業務改革に関する取組方針</u>」(平成28年8月2日総務大臣決定)に準じ、業務の効率化等を図るため、令和元年度までに電子決裁の導入等の事務処理の電子化を検討するなど費用対効果も含めて業務の効率化について検討する。</p> <p>(略)</p> <p>・全ての内部規程等を確認し、業務が非効率となっている又は実態に即していない規程を令和2年度末までに見直すことにより、業務の効率化と適正化を図る。</p> <p>(略)</p> <p>V. 財務内容の改善に関する事項 (略)</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 長期的視野に立った施設整備の実施</p> <p>(略)</p> <p>・長期的視野に立ったスポーツ施設の整備・修繕計画を令和2年度までに作成し、その計画に基づいた着実な整備を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2. 内部統制の強化 (略)</p> <p>3. 適正な人員配置等</p> <p>(略)</p> <p><具体的な取組></p> <p>(略)</p> <p>・<u>人材確保・人材育成等</u>に関する基本方針に基づき、研修機会の充実や適切な</p>	<p>・「<u>国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～</u>」(平成26年7月25日総務大臣決定)に準じ、業務の効率化等を図るため、平成31年度までに電子決裁の導入等の事務処理の電子化を検討するなど費用対効果も含めて業務の効率化について検討する。</p> <p>(略)</p> <p>・全ての内部規程等を確認し、業務が非効率となっている又は実態に即していない規程を平成32年度末までに見直すことにより、業務の効率化と適正化を図る。</p> <p>(略)</p> <p>V. 財務内容の改善に関する事項 (略)</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 長期的視野に立った施設整備の実施</p> <p>(略)</p> <p>・長期的視野に立ったスポーツ施設の整備・修繕計画を平成32年度までに作成し、その計画に基づいた着実な整備を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2. 内部統制の強化 (略)</p> <p>3. 適正な人員配置等</p> <p>(略)</p> <p><具体的な取組></p> <p>(略)</p> <p>・<u>人事</u>に関する基本方針に基づき、研修機会の充実や適切な人員配置を行い、</p>

変更案	現 行
<p data-bbox="264 228 1111 304">人員配置を行い、職員の能力や専門性、モチベーションを向上させることにより、法人全体の業務成果の最大化を図る。</p> <p data-bbox="300 320 344 347">(略)</p> <p data-bbox="192 411 633 438">4. 情報セキュリティ対策の強化 (略)</p>	<p data-bbox="1234 228 2080 304">職員の能力や専門性、モチベーションを向上させることにより、法人全体の業務成果の最大化を図る。</p> <p data-bbox="1270 320 1314 347">(略)</p> <p data-bbox="1167 411 1608 438">4. 情報セキュリティ対策の強化 (略)</p>